

判 決 要 旨

【判決日時・法廷】 平成18年3月24日（金）午後1時15分 708号法廷

【事件番号、当事者名と事件名】

平成16年(行ウ)第372号 住基ネット受信義務確認等請求事件

原告・杉並区 被告・東京都、国

【通称】 「杉並区住基ネット訴訟」、「杉並区住基ネット受信義務確認請求訴訟」等

【裁判官】 東京地方裁判所民事第38部 裁判長菅野博之、市原義孝、近道暁郎

【主文】 被告東京都に対して本人確認情報の受信義務の確認を求める訴えにつき却下、被告兩名に対する損害賠償請求につき請求棄却

【事案の概要】

- 1 住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）は、平成11年の住民基本台帳法（以下「住基法」という。）の改正に伴い、平成14年8月5日から稼働した。
- 2 住基ネットにおいては、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が、都道府県知事に対して、住民に係る本人確認情報（氏名、住所、性別、生年月日の4情報及び住民票コード並びにこれらの変更情報）を電気通信回線を通じて送信し、都道府県知事、又は都道府県知事がその事務を行わせることとした指定情報処理機関が、国の機関等の法定の機関に対して、本人確認情報を提供することとなっている（住基法30条の5第1項、2項、30条の7第3項から6項まで、30条の10）。
- 3 原告は、住基ネットの導入に当たって、住基ネットには個人情報の流出等の危険が存在するとして、被告東京都に対し、その安全性が確認されるまでの間、杉並区民のうち、本人確認情報を被告東京都へ送信することを受諾した者（以下「通知希望者」といい、これを希望しない者を「非通知希望者」という。）に係る本人確認情報のみを被告東京都に送信し、非通知希望者に係る本人確認情報は送信しない方式によって、住基ネットへ参加することを申し入れたところ、被告東京都からこれを拒否された。

なお、横浜市は、平成15年4月9日、被告国、神奈川県等との間で、住基ネットの安全性が確認されるまで、神奈川県に対し、横浜市民のうち、通知希望者に係る本人確認情報のみを送信することで合意し、現在も、非通知希望者に係る本人確認情報を送信していない。

4 本件は、原告が、①原告が被告東京都に対して通知希望者に係る本人確認情報を住基ネットを通じて送信する場合に、被告東京都はこれを受信する義務がある旨主張して、被告東京都に対し、受信義務の確認を求めるとともに、②被告東京都は、上記受信の義務を怠り、被告国は、被告東京都に対して適切な指導を行わなかったほか、原告に対して横浜市に対する対応と異なった対応をして、その結果、原告に損害を与えたなどと主張して、被告らに対し、国家賠償法1条に基づく損害賠償（4476万9677円）及び遅延損害金の支払を求める事案である。

【争点】

本件の主要な争点は、①被告東京都に対して、本人確認情報の受信義務の確認を求める訴え（以下「本件確認の訴え」という。）は、裁判所の審判の対象である「法律上の争訟」（裁判所法3条1項）に当たるか、②被告らに対して、国家賠償法1条に基づく損害賠償等を求める訴え（以下「本件国賠請求に係る訴え」という。）は、裁判所の審判の対象である「法律上の争訟」に当たるか、③原告が、被告東京都に対して、通知希望者に係る本人確認情報のみを住基ネットを通じて送信する場合に、被告東京都は、これを受信する義務があるかである。

【審理経過】

本件は、平成16年8月24日に訴えが提起され、第8回の口頭弁論期日である平成18年1月17日に、口頭弁論が終結した。

【理由の要旨】

1 本件確認の訴えは、その実質において、市町村長及び都道府県知事の住基法に基づくそれぞれの権限の存否及び行使をめぐる訴訟であり、地方公共団体又はその機関相互間の権限の存否又は行使に関する訴訟であるといえることができる。

本件確認の訴えは、自己の権利利益の保護救済を求める訴訟ではなく、行政権限の行使のためのものであって、法規の適用の適正ないし一般公益の保護を目的とするものであるから、「法律上の争訟」として裁判所の審判の対象となるものではない。

そうすると、本件確認の訴えは、「法律上の争訟」に当たらず、また、他にこのような訴えを認める法律の規定もないから、不適法である。

2 本件国賠請求に係る訴えは、損害賠償請求権等の存否をめぐる紛争であり、原告が、被告らに対して、自己の金銭債権という財産上の権利の保護救済を求める訴訟であるといえることができるから、「法律上の争訟」に該当する。

3 ①住基法30条の5第1項及び2項は、市町村長は、住民票の記載、消除等を行った場合には、都道府県知事に対して、当該住民票の記載等に係る本人確認情報を電気通信回線を通じて送信すると規定し、住基法には、上記各規定の例外を定めた規定はないこと、②住基ネットの導入等を内容とする住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成11年法律第133号）の制定過程においては、住基ネットについて、市町村長から都道府県知事に対して一部の住民に係る本人確認情報が送信されない事態は、想定されていなかったこと、③仮に、市町村長から都道府県知事に対して、一部の住民に係る本人確認情報のみが送信され、他は送信されないとすると、都道府県知事又は指定情報処理機関は、住基法30条の7第3項から6項等に定める、国の機関等に対する本人確認情報の提供を行うことができなくなり、また、全国的な本人確認システムの導入により、行政サービスの向上と行政事務の効率化を図ろうとした法の趣旨・目的を没却させるものというべきであることからすると、市町村長が、都道府県知事に対して、住民のうちの通知希望者に係る本人確認情報のみを送信し、非通知希望者に係る本人確認情報の送信を行わない取扱いは、住基法30条の5第1項及び2項に違反する違法な行政事務であって、許されない。

また、住基法36条の2第1項等を根拠として、市町村長に、住民に係る本人確認情報の都道府県知事への送信の内容についての裁量権を認めることはできない。

以上によれば、原告が、被告東京都に対し、杉並区民のうちの通知希望者に係る本人確認情報のみを送信することは、違法であり、許されないから、原告が被告東京都に対して上記のような違法な送信を行う場合に、被告東京都は、原告から送信された本人確認情報を受信すべき義務はない。

よって、被告東京都に対する損害賠償の請求は理由がない。

4 さらに、被告国が、被告東京都に対して適切な指導を行わなかったということとはできない。また、非通知希望者に係る本人確認情報を神奈川県に送信しないこととする現在の横浜市在住基ネットについての取扱いは、違法なものであるから、被告国が、横浜市に対してその是正を迫っていないとしても、原告に対しても同じ対応をすべきであるということとはできない。

よって、被告国に対する損害賠償の請求も理由がない。